

一般国道442号宗方工区について

1. 事業について

○これまでの経緯

- ・昭和36年12月 都市計画決定(4車線・W=20.0m)
- ・平成25年7月～8月 意見交換会
(車線数・右折専用車線・沿道の出入り・自転車・歩行者空間の確保・バスの停留所・植樹帯)
- ・平成25年11月 大分県事業評価監視委員会答申(事業化)
- ・平成26年1月～2月 道路整備計画説明会
- ・平成26年3月 都市計画変更説明会
- ・平成26年8月～3月 地形測量実施
- ・平成26年10月 大分県都市計画審議会答申(都市計画変更)
(4車線・W=26.0m、2車線・W=20.5m)
- ・平成26年8月～ 道路詳細設計(関係機関協議)
- ・平成27年7月～8月 地元説明会

○事業の目的(問題点と対応策)

- ・交通容量の不足区間の存在(4車線化区間)
- ・車道部の幅員狭小による深刻な交通混雑の発生
【右折待ち車両や乗降停車中のバスに起因する後続車両の滞留】
- ・歩行者、自転車の通行空間の不足による交通安全性の低下



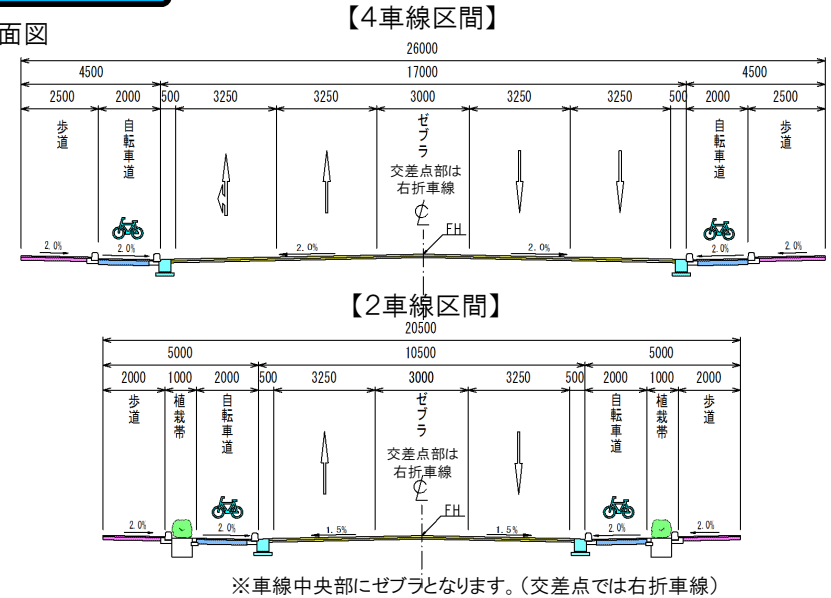
- ・車道の4車線化[松ヶ丘団地入口～(仮)大分銀行前]
- ・交差点部に右折レーンを設置(一般部はゼブラ帯)
- ・歩道の拡幅および自転車車道の設置
- ・バスベ이의整備

○事業箇所



2. 設計について

○標準断面図



3. 都市計画事業認可について

○都市計画事業認可の概要

1. 施行者の名称: 大分県
2. 都市計画事業の種類及び名称: 大分県都市計画道路事業 3・4・19号 古国府木ノ上線
3. 事業計画
 - イ 事業地
 - (1) 収用の部分
大分県大分市大字上宗方字堀切園、字宮田、字上宮田、字四反田、字大坪、字野添、字鬼塚、字塊田、字年ノ神、字世利越、字虚言迫及び字油ヶ迫並びに大字市宇井ノ上、字沼口、字穴田、字ツシ田、字池田及び字洲高田地内
 - (2) 使用の部分 なし
 - ロ 設計の概要
 - 起点 大分県大分市大字上宗方字堀切園1263番2
 - 終点 大分県大分市大字市宇洲高田452番地1
 - 延長 1,690m 幅員 4車線区間: W=26.0m、2車線区間: W=20.5m
- ハ 事業期間: 平成27年3月16日～平成34年3月31日(令和6年度まで変更予定)

○事業認可を受けることにより発生する法的効力

- ・**建築等の制限(都市計画法第65条)**
事業地内において、事業の施工の障害となるおそれのある土地の形質の変更、建築物の建築、その他工作物の建設、又は移動の容易でない物件の設置(5tを超える物件)、若しくは堆積を行うおうとする際は都道府県知事等の許可が必要になります。
- ・**土地建物等の有償譲渡についての制限(都市計画法第67条)**
事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとするときは、その事項を施工者に届け出なければなりません。